公 告　第4号
平成25年4月11日

契約担当官
航空自衛隊第１１飛行教育団
会計隊長　　永 野 雅

公　　　　告

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1　競争入札に付する事項

品　名(件　名)	規　格	単位	予定数量	引渡場所	履行期間
定期点検(3ヶ月点検)及びその他の整備外	内訳書のとおり			工場渡し	25.4.24～26.3.31

2　入 札 方 式　一般競争入札
3　入 札 日 時　平成２５年４月２４日　１３時１０分
4　入 札 場 所　静岡県焼津市上小杉１６０２　航空自衛隊静浜基地
5　入札参加資格　（１）全省庁統一資格の資格決定通知書の交付を受けた者で「役務の提供」Ｄ級以上に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格を有する者
（２）予算決算及び会計令（以降「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと
（３）第１１飛行教育団契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと
6　入 札 方 法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
7　保 証 金　入札保証金：予決令第７７条第１項第二号により免除
契約保証金：予決令第１００条の３第三号により免除
8　決 定 方 式　単価決定
9　入札の無効　５の参加資格のない者のした入札、又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
１０　契約書等作成の有無　有
１１　契約条項を示す場所　航空自衛隊静浜基地会計隊事務室
１２　そ の 他　本書記載事項の詳細については、会計隊契約係に照会のこと。
電話　０５４-６２２-１２３４（内線２８７、３３２）

<table>
<tr><td colspan="4">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の
種　　類</td><td>内　容　に　よ　る　分　類</td><td colspan="2">役　　務　　仕　　様　　書</td></tr>
<tr><td>性　質　に　よ　る　分　類</td><td colspan="2">共　　通　　仕　　様　　書</td></tr>
<tr><td rowspan="7">品　　名
又は
件　　名</td><td rowspan="7">現地外注整備共通仕様書
(道路運送車両法適用車両)</td><td>仕様書番号</td><td>静基LPS－V２３４６２－５</td></tr>
<tr><td>承認年月日</td><td>平成　５年　２月２２日</td></tr>
<tr><td>作成年月日</td><td>平成　５年　２月２２日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改正年月日</td><td>平成２２年　２月１５日</td></tr>
<tr><td>平成２５年　３月２１日</td></tr>
<tr><td>作成部隊名</td><td>第　１　１　飛　行　教　育　団</td></tr>
</table>

１　総則

１．１　適用範囲　この仕様書は、第１１飛行教育団が行う道路運送車両法適用車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。

１．２　用語の定義　この仕様書において用いる用語の定義は、次による。

（１）参考文書
参考文書とは、この仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。

（２）個別ＴＯ等
当該車両等に適用する技術指令書（Ｊ．Ｔ．Ｏ．）及び、製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）をいう。

（３）車両等
車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９）の第１－２表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

（４）監督
監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

（５）検査
検査とは、車両等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

品　　名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用車両）

１．３　**関連文書**　この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

１．３．１　引用文書

（１）法令等
道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）
道路運送車両法施行規則（昭和２６年国土交通省令第７４号）
道路運送車両の保安基準（昭和２６年国土交通省令第６７号）
自動車点検基準（昭和２６年国土交通省令第７０号）
自動車の点検及び整備に関する手引(昭和５８年国土交通省告示第１２３号)
優良自動車部品の採用について（空幕調達第２７５号４０．１１．８）
航空自衛隊物品管理補給手続（ＪＡＦＲ１２５）

（２）技術指令書
航空自衛隊装備品等共通整備基準　　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－１）
航空自衛隊車両等整備基準　　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９）
車両等の塗装及び標識　　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３）
車両等の防錆処置要領　　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－５２）
個別ＴＯ等

（３）その他
航空自衛隊装備品等技術変更提案規則（昭和４６年航空自衛隊達第３２号）

１．３．２　参考文書

（１）法令等
防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令
（昭和３３年内閣府令第１号）
航空自衛隊調達規則　　（ＪＡＦＲ１２４）

（２）技術指令書
航空自衛隊技術指令書制度　　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－５－１）

２　役務に関する要求

２．１　**一般**　整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

２．２　**整備作業**　整備作業は、道路運送車両法第４８条に基づく定期点検（３ヶ月、６ヶ月、１２ヶ月、２４ヶ月、１年、２年）を実施するものとする。定期点検の結果、道路運送車両法の保安基準（以下、保安基準という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後、分解検査及びその他の整備として修理等の作業を実施するものとする。

品　　名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用車両）

２．３　作業内容　この仕様書の２．２項に示す各工程の作業は、次により実施しなければならない。

２．３．１　定期点検　定期点検は、自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき目視点検、機能点検、又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を自動車点検基準に定められた、定期点検整備記録簿に記録するものとする。定期点検の結果、分解検査及び修理等を必要とする場合は、内訳書（様式第１）に必要事項を記入し、契約担当官等の承認を得るものとする。

２．３．２　分解検査　分解検査は、定期点検の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別ＴＯ等に定める整備基準等に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料(以下、部品等という。)を判定する。確認の結果を内訳書（様式第１）に記録するものとする。なお、分解した部品等は交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

２．３．３　修理等　修理等は、この仕様書の２．３．２項で判定された修理方法により要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

（１）**交換**　交換は、この仕様書の２．３．２項で交換を要すると判定された部品等を２．４項により交換する。交換した部品等は、納品書・検査調書（様式第２）に記録する。

（２）**加工**　加工は、修理のため要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。

（３）**組立・調整**　組立・調整は、この仕様書の２．３．２項で使用可能品と判定されたもの、又は２．３．３項の（１）及び（２）により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立てした後、必要に応じ各部位を調整する。

（４）**潤滑**　潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

２．３．４　塗装等

（１）**塗装及び標識**　塗装及び標識は、Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３に基づき実施するものとする。実施にあたっては部分塗装とする。

（２）**塗色**　塗色は、Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３による。ただし周辺の塗色に極力一致させるものとする。

２．３．５　作業の中止　車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合は作業を一時中止し、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

２．４　部品・材料

（１）整備作業に必要な部品・材料は、官給品を除き契約相手方において準備する。

（２）契約相手方の準備品については、原則として製造会社の純正品及び空幕調達第２７５号（４０．１１．８）に示す優良自動車部品一覧表（別表第１）のとおりとする。

（３）純正部品については、割引率一覧表（別表第２）による割引率を乗じた価格とする。

２．５　機能・性能　車両等の機能・性能は、保安基準及び自動車点検基準に適合しなければならない。

２．６　かし担保責任　かし担保責任は車両等とし、かし担保期限は完成検査完了から１年とする。

３　品質保証

３．１　品質保証資料　契約相手方は、この仕様書の２．３項及び２．５項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の１月１日から５年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

３．２　監督・検査　監督・検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

４　その他の指示

４．１　整備作業工数の算出　２．２項の整備作業工数の算出については、日本自動車整備振興会連合会発行の自動車標準作業点数表を採用する。

４．２　提出書類　契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

（１）内訳書（様式第１）

（２）納品書・検査調書（様式第２）

（３）その他契約担当官等の指示するもの。

４．３　官給品

（１）官給品の品目、数量については、発注書をもって示すものとする。

（２）官給品引き渡し時期及び場所については、定期点検終了後、契約相手方工場とする。

４．４　附属品・予備品　附属品・予備品の整備は、特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

４．５　計測器・試験装置　車両等が、要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

品　名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用車両）

４．６　**安全管理**

（１）契約相手方は、各種試験の実施及びその他の作業事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。

（２）当該車両を契約相手方へ搬入後、完成検査完了までの間に発生した事故等については、契約相手方が一切の責任を負うものとする。

４．７　**補給の手続き**

（１）車両等の受け渡し

車両の搬入・搬出は、官側において実施する。

（２）交換した部品の返納処置

交換した部品の返納は、車両等の完成検査完了時に官側へ返納する。

４．８　**契約相手方の技術協力**　契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

（１）　不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討

（２）　技術的事項に関する資料等の提出又は提示

４．９　**仕様書の疑義**　この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等と調整するものとする。

様式第２

納品書・検査調書

# 納入先		発送年月日		分任物品管理官命令印
		輸送方法		
# 契約者 住所 会社名 代表者名 ㊞		発送駅		証書番号
		分割納入		
		（分任）物品管理官命令年月日 （物品管理簿登記年月日）		証書番号付与年月日
# 調達要求番号		# 契約年月日		
# 契約番号		# 納期		

# 項目	# 物品番号	# 品名	# 規格	区分	# 単位	# 数量	# 単価	# 金額	物品出納官受領数量	備考

				検査判定	検査所見
検査指令番号		検査場所			
検査種類		納入年月日			
検査方式		検査年月日			

上記のとおり検査結果を報告する。

年　月　日

検査官　所属官職氏名　㊞

（副）　㊞

検査結果及び分任物品管理官の受け入れ命令により受領した。

受領　年　月　日

物品出納官

所属官職氏名　㊞

(1) 納品書として使用する場合は、検査調書の文字を抹消して使用する。　(2) ＃印は、納入業者で記入する。

(3) 分割納入は、契約上の一括納入又は分割納入の区分及び回次1/1・2/3の如く記入する。

頁中の第　頁

別表第１

空幕発調達第１８４号（３６．　８．　１）

改正　空幕調達第１２７号（４０．　５．２７）

改正　空幕調達第２７５号（４０．１１．　８）

優良自動車部品一覧表

番号	品名	指定銘柄	備考
１	ファンベルト	三ツ星ゴム 横浜ゴム 東海ゴム ブリジストンタイヤ 板東調査ゴム 純正各社 高砂ゴム	
２	スパークプラグ	日本特殊陶業 日立製作所 日本電装 純正各社	
３	ランプ	小糸電気 生井工業 市川製作所 市金製作所 鈴木用品 山口部品 井上化学 大同用品 スタンレー電気 ライフ電球 東芝電気 純正各社	
４	ミラー	同上	
５	ライト	小糸電気 生井工業 市川製作所 市金製作所 鈴木用品 白光舎 大同用品 純正各社	
６	ワイパー	朝日製作所 田中計器 三ツ葉電気 マルエス製作所 生井工業 自動車電気 純正各社	
７	ホーン	今仙電気 丸八電気 三ツ葉電気 宮本警報器 日本電装 純正各社	
８	方向指示器	アポロ工業 新日邦 純正各社	
９	ボール　ローラベアリング（専用ベアリングを除く）	日本精工 東洋ベアリング 光洋精工 不二越鋼材 東京ベアリング 大阪ベアリング 純正各社	
１０	ガラス	旭ガラス 日本板ガラス 石塚特殊ガラス 藤原工業（株）　（株）藤原工業所 セントラル硝子 純正各社	
１１	ライニング（同リベットを含む）	東京石綿 曙ブレーキ工業 日清紡績 朝日石綿 三好石綿 久我石綿 日本アスベスト 日伸製作所 日本ブレーキライニング 純正各社	ふそう　日野　日産ディーゼルを除く
１２	フェーシング	東京石綿 曙ブレーキ工業 日清紡績 朝日石綿 三好石綿 久我石綿 日本アスベスト 日伸製作所 純正各社	同上
１３	エキゾーストパイプ	泰精板金工業所 宝栄工業 曙機械 神谷プレス 東京シャリング 純正各社	同上
１４	マフラー	泰精板金工業所 宝栄工業 大栄鉄工所 曙機械 神谷プレス 東京シャリング 市川金属工業 純正各社	同上
１５	コイル	日本電装 特殊変圧器 日立製作所 阪神変圧器 純正各社	トヨタ　いすゞ　ふそう 日野　日産ディーゼルを除く
１６	エレメント	東洋エレメント 東京濾器 土屋製作所 国産機器 日本濾過器 日本化工 ピーコックエレメント 山信工業 星高工業 純正各社	紙製の燃料オイルエヤー・フィルターのみ。ただし、いすゞV010-1240-001（陸自番号G2001-0112-006）ふそう　日野　日産ディーゼルを除く

割引率一覧表

1 指定部品

製造会社区分	割引率（%）		
	ノズル	ノズルアンドホルダーASSY及びその構成品（ノズルは除く。）	トランスミッション，トランスファー及びアクスル各ASSY
日産自動車（適用品番）	35.0（16620～37500）	20.0（16610～37503）	15.0
トヨタ自動車	35.0	20.0	15.0
三菱ふそうトラック・バス（大型）	35.0	20.0	12.0
三菱自動車（小型）	35.0	20.0	20.0
いすゞ自動車（適用品番）	35.0（9～15311001～0）	20.0（9～15330088～3）	15.0
日野自動車（適用品番）	35.0（23650～1080）	20.0（23600～1330）	
ダイハツ自動車	35.0	20.0	
三菱重工製建設機械車両部品			10.0
備考	1 ノズルとは、通称ノズル・チップをいう。 2 ノズルアンドホルダーASSYとは、ノズル等全構成部品をもって完成されたASSYをいう。		

2 指定部品以外

No.	区　分	割引率
1	日産自動車純正部品	18.0%
2	日産ディーゼル純正部品	10.0%
3	トヨタ自動車純正部品	20.0%
4	三菱ふそう（大型）純正部品	15.0%
5	三菱自動車（小型）純正部品	20.0%
6	いすゞ自動車純正部品	17.5%
7	日野自動車純正部品	15.0%
8	ホンダ純正部品	20.0%
9	ダイハツ純正部品	15.0%
10	小松部品	10.0%
11	キャタピラー三菱車両部品	10.0%
12	三菱フォークリフト車両部品	20.0%

<table>
<tr><td colspan="4">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の
種　　類</td><td>内　容　に　よ　る　分　類</td><td colspan="2">役　務　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性　質　に　よ　る　分　類</td><td colspan="2">共　通　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品　　名
又は
件　　名</td><td rowspan="6">現地外注整備共通仕様書
（道路運送車両法
適用除外車両）</td><td>仕様書番号</td><td>静基LPS－V２３４６３－５</td></tr>
<tr><td>承認年月日</td><td>平成　５年　２月２２日</td></tr>
<tr><td>作成年月日</td><td>平成　５年　２月２２日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改正年月日</td><td>平成２２年　２月１５日</td></tr>
<tr><td>平成２５年　３月２１日</td></tr>
<tr><td>作成部隊名</td><td>第　１　１　飛　行　教　育　団</td></tr>
</table>

１　総則

１．１　適用範囲　この仕様書は、第１１飛行教育団が行う道路運送車両法適用除外車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。

１．２　用語の定義　この仕様書において用いる用語の定義は、次による。

（１）参考文書
参考文書とは、この仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。

（２）個別ＴＯ等
当該車両等に適用する技術指令書（Ｊ．Ｔ．Ｏ．）及び、製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）をいう。

（３）車両等
車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９）の第１－２表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

（４）監督
監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

（５）検査
検査とは、車両等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

品　　名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外車両）

１．３　**関連文書**　この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

１．３．１　引用文書

（１）法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和４５年防衛庁訓令第１号）
優良自動車部品の採用について（空幕調達第２７５号４０．１１．８）
航空自衛隊物品管理補給手続（ＪＡＦＲ１２５）

（２）技術指令書

航空自衛隊装備品等共通整備基準　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－１）
航空自衛隊車両等整備基準　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９）
車両等の塗装及び標識　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３）
車両等検査要領　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－６）
車両等の防錆処置要領　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－５２）
個別ＴＯ等

（３）その他

航空自衛隊装備品等技術変更提案規則（昭和４６年航空自衛隊達第３２号）

１．３．２　参考文書

（１）法令等

防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令
（昭和３３年内閣府令第１号）
航空自衛隊調達規則　（ＪＡＦＲ１２４）

（２）技術指令書

航空自衛隊技術指令書制度　（Ｊ．Ｔ．Ｏ．００－５－１）

２　役務に関する要求

２．１　**一般**　整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

２．２　**整備作業**　整備作業は、この仕様書の１．３．１項（２）のＪ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９に定めるＩ検査又はＭ検査を実施するものとする。定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準（以下、保安基準という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後、分解検査及びその他の整備として修理等の作業を実施するものとする。

品　　名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外車両）

２．３　作業内容　この仕様書の２．２項に示す各工程の作業は、次により実施しなければならない。

２．３．１　定期検査　定期検査は、この仕様書の１．３．１項（２）のＪ．Ｔ．Ｏ．００－１０－９に定めるＩ検査又はM検査について、Ｊ．Ｔ．Ｏ３６－１－６に定める一般車両検査手順（別紙第１）、施設、荷役、その他の車両検査手順（別紙第２）に従い個別ＴＯ等に定める整備基準等に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を様式第３、第４に規定される車両作業用紙に記録するものとする。定期検査の結果、分解検査及び修理等を必要とする場合は、内訳書（様式第１）に必要事項を記入し、契約担当官等の承認を得るものとする。

２．３．２　分解検査　分解検査は、定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別ＴＯ等に定める整備基準等に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料(以下、部品等という。)を判定する。確認の結果を内訳書（様式第１）に記録するものとする。なお、分解した部品等は交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

２．３．３　修理等　修理等は、この仕様書の２．３．２項で判定された修理方法により要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

（１）**交換**　交換は、この仕様書の２．３．２項で交換を要すると判定された部品等を２．４項により交換する。交換した部品等は、納品書・検査調書（様式第２）に記録する。

（２）**加工**　加工は、修理のため要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。

（３）**組立・調整**　組立・調整は、この仕様書の２．３．２項で使用可能品と判定されたもの、又は２．３．３項の（１）及び（２）により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立てした後、必要に応じ各部位を調整する。

（４）**潤滑**　潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

２．３．４　塗装等

（１）**塗装及び標識**　塗装及び標識は、Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３に基づき実施するものとする。実施にあたっては部分塗装とする。

（２）**塗色**　塗色は、Ｊ．Ｔ．Ｏ．３６－１－３による。ただし周辺の塗色に極力一致させるものとする。

２．３．５　作業の中止　車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合は作業を一時中止し、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

２．４　**部品・材料**

（１）整備作業に必要な部品・材料は、官給品を除き契約相手方において準備する。
（２）契約相手方の準備品については、原則として製造会社の純正品及び空幕調達第２７５号（４０．１１．８）に示す優良自動車部品一覧表（別表第１）のとおりとする。
（３）純正部品については、割引率一覧表（別表第２）による割引率を乗じた価格とする。

２．５　**機能・性能**　車両等の機能・性能は、個別ＴＯ等に適合しなければならない。

２．６　**かし担保責任**　かし担保責任は車両等とし、かし担保期限は完成検査終了から１年とする。

３　**品質保証**

３．１　**品質保証資料**　契約相手方は、この仕様書の２．３項及び２．５項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の１月１日から５年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

３．２　**監督・検査**　監督・検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

４　**その他の指示**

４．１　**整備作業工数の算出**　２．２項の整備作業工数の算出については、日本自動車整備振興会連合会発行の自動車標準作業点数表を採用する。

４．２　**提出書類**　契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

（１）内訳書（様式第１）
（２）納品書・検査調書（様式第２）
（３）車両作業用紙（一般車両）（様式第３）
（４）車両作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）（様式第４）
（５）その他契約担当官等の指示するもの。

４．３　**官給品**

（１）官給品の品目、数量については、発注書をもって示すものとする。
（２）官給品引き渡し時期及び場所については、定期検査終了後、契約相手方工場とする。

４．４　**附属品・予備品**　附属品・予備品の整備は、特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

４．５　**計測器・試験装置**　車両等が、要求事項に適合していることを確認するために使

用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

品　　名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外車両）

4．6　安全管理

（1）契約相手方は、各種試験の実施及びその他の作業事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。

（2）当該車両を契約相手方へ搬入後、完成検査終了までの間に発生した事故等については、契約相手方が一切の責任を負うものとする。

4．7　補給の手続き

（1）車両等の受け渡し
車両の搬入・搬出は、官側において実施する。

（2）交換した部品の返納処置
交換した部品の返納は、車両等の完成検査完了時に官側へ返納する。

4．8　契約相手方の技術協力　契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

（1）　不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討

（2）　技術的事項に関する資料等の提出又は提示

4．9　仕様書の疑義　この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等と調整するものとする。

様式第２

納品書・検査調書

# 納入先		発送年月日		分任物品管理官命令印
		輸送方法		
# 契約者 住所 会社名 代表者名	㊞	発送駅		
		分割納入		
		（分任）物品管理官命令年月日 （物品管理簿登記年月日）		
# 調達要求番号		# 契約年月日		
# 契約番号		# 納期		

証書番号
証書番号付与年月日

# 項目	# 物品番号	# 品名	# 規格	区分	# 単位	# 数量	# 単価	# 金額	物品出納官受領数量	備考

検査指令番号		検査場所		検査判定	検査所見
検査種類		納入年月日			
検査方式		検査年月日			

上記のとおり検査結果を報告する。

年　月　日

検査官　所属官職氏名　㊞

（副）　㊞

検査結果及び分任物品管理官の受け入れ命令により受領した。

受領　年　月　日

物品出納官

所属官職氏名　㊞

頁中の第　頁

(1) 納品書として使用する場合は、検査調書の文字を抹消して使用する。　(2) #印は、納入業者で記入する。
(3) 分割納入は、契約上の一括納入又は分割納入の区分及び回次1/1・2/3の如く記入する。

Ⅵ. 電気装置			5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		
1. スパーク・プラグの状態	■		6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷		
2. 点火時期	■		7. 二次空気供給装置の機能		
3. ディストリビュータのキャップの状態			8. 排気ガス再循環装置の機能		
4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食	■		9. 減速時排気ガス減少装置の機能		
5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	■		10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		
Ⅶ. 原動機			Ⅸ. 附属装置等		
1. 低速と加速の状態	■		1. ホーンの作用		
2. 排気の状態	■		2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用		
CO: ／ HC: ／ 黒煙:			3. デフロスタの作用		
			4. 施錠装置の作用		
			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	■	
3. エア・クリーナ・エレメントの状態	■		6. マフラの機能		
4. エア・クリーナの油の汚れと量	■		7. エア・タンクの凝水	■	
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			8. エア・コンプレッサの機能		
6. エンジン・オイルの漏れ	■		9. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
7. 燃料漏れ	■		10. 非常口の扉の機能	■	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	■		11. 車枠、車体の緩みと損傷	■	
9. 冷却水漏れ			12. 連結装置のカプラの機能と損傷		
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			13. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
1. メターリング・バルブの状態			14. シート・ベルトの状態		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			15. 開扉発車防止装置の機能		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			16. シャシ各部の給油脂状態	■	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷					

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	

項目		
VI. 電気装置		
1. スパーク・プラグの状態		
2. 点火時期		
3. ディストリビュータのキャップの状態		
4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食		
5. 電気配線の接続部の緩みと損傷		
VII. 原動機		
1. 低速と加速の状態		
2. 排気の状態		
CO　　　　HC　　　　黒煙		
3. エア・クリーナ・エレメントの状態		
4. エア・クリーナの油の汚れと量		
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		
6. エンジン・オイルの漏れ		
7. 燃料漏れ		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷		
9. 冷却水漏れ		
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置		
1. メターリング・バルブの状態		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷		
7. 二次空気供給装置の機能		
8. 排気ガス再循環装置の機能		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		
IX. 付属装置等		
1. ホーンの作用		
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用		
3. デフロスタの作用		
4. 施錠装置の作用		
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
6. マフラの機能		
7. エア・タンクの凝水		
8. エア・コンプレッサの機能		
9. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
10. 非常口の扉の機能		

項目		
11. 車枠、車体の緩みと損傷		
12. 連結装置のカプラの機能と損傷		
13. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
14. シート・ベルトの状態		
15. 開扉発車防止装置の機能		
16. シャシ各部の給油脂状態		
X. 施設、荷役、その他の車両		
1. キャリッジ		
2. 操作レバー － リフト、チルト		
3. チェン － リフト、ドライブ		
4. ケーブル － ウインチ、ホイスト		
5. シリンダ － リフト、チルト		
6. 油圧ポンプ		
7. 一般漏えい － 油、水、チルト		
8. 旋回機構		
9. マスト本体、ブーム		
10. 安全クラッチ、減速機構		
11. ドラム		
12. 昇降機構		
13. コンミュテータ、ブラシ		
14. コントローラ		
15. パワー・テーク・オフ		
16. 索導器		
17. クレーン・アタッチメント		
18. キャタピラ		
19. 排土板、スクレーパ		
20. フイフス・ホイール		
21. 補助脚		
22. キング・ピン－摩耗、破損、カップラ結合箇所		
XI. かく座機収容器材		
1. 操向装置		
2. 操向アライメント		
3. クレーン・エンジン		
4. クレーン電気系統		
5. 補助脚		
6. 通話装置		

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	

一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
Ｉかじ取り装置	１．ハンドルの操作具合		○	次の点検を実施する。 (1)　一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2)　走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3)　ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	２．ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	３．ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	４．ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1)　連結部にがたがないか。 (2)　取付部に緩みがないか。 (3)　曲がりや損傷がないか。 (4)　割ピンが欠損していないか。
	５．ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	６．ステアリング・ナックルの連結部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	７．ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスタ（又は、キャンバ・キャスタ・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジアス・ゲージ、トーイン・ゲージ）を用いて、キャンバ、キャスタ、トーイン（及びキング・ピンの傾斜角度）が規定の範囲にあるかを点検する。（タイヤの異常摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テスタにより点検してもよい。）
	８．パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷	○	○	(1)　定められたプーリ間のベルト中央部を手（10kgf）で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2)　ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	９．パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	○	○	(1)　リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア　ギヤボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ　ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2)　エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。（車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意）
	１０．パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		○	リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1)　オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2)　ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
Ⅱ制動装置	1．ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2．ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスタで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3．パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー（ペダル）を規定の力で操作したとき、引きしろ（踏みしろ）が、規定のノッチ数（ラチェットがかみ込む音で確認）の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異常がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4．パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂（5分の1(20%) 勾配）の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスタで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式（空気式車輪制動型）あっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置（またはテストポジション）まで引き点検する。
	5．ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	○	○	(1) リフトアップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視により点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6．リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲（ＭＡＸ～ＭＩＮなど）にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7．ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8．ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ（シリンダ・ブーツ内を含む。）に損傷や 液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9．ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10．ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
	１１．ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する。
	１２．ブレーキ・バルブ・クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異常がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあっては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	１３．ブレーキ倍力装置のエアー・クリーナーのつまり		○	分離型真空倍力式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	１４．ブレーキ倍力装置の機能		○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダル強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、１回目より２回目、３回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。
	１５．ブレーキ・カムの摩耗		○	リフトアップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	１６．ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	(1) 自動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。（ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。）

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
	１７．ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	リフトアップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異常な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	１８．ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。（ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。）
	１９．バック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	２０．ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。
	２１．ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	２２．ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	２３．センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	２４．センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	２５．センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。（ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。）
	２６．センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷などがないかを目視などにより点検する。（ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。）
	２７．油圧式二重安全ブレーキ機構（セフティ・シリンダ式）の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
Ⅲ走行装置	１．タイヤの状態	○	○	リフトアップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ（スリップ・サイン）の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
	２．ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。 (2) 大型車両にあっては次の点検を実施する。 ア ＪＩＳ方式のシングル・タイヤ及びＩＳＯ方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクでしめつける。 イ ＪＩＳ方式のダブル・タイヤの場合は、ホイールボルトの半数（1個おき）のアウター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。 次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。 (3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル・シャフトの取り付けナット及びボルトに緩みがないか点検する。
	３．ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷 （車両総重量８ｔ以上の大型車において行う点検）		○	(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。 ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。 イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。 (2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。 ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。 イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、ＪＩＳ方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。ＪＳＯ方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。（潤滑について自動車制作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。） ウ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある２つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。 エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。 (3) ＪＩＳ方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
				(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付け状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に５０～１００ｋｍ走行後が望ましい。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（３月ごとの点検項目）に示す方法のよりホイール・ナットを締め付ける。
	4．リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		○	リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する。
	5．フロント・ホイール・ベアリングのがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。） (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
	6．リヤ・ホイール・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。） (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
Ⅳ緩衝装置	1．リーフ・スプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	2．リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	3．コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	4．コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5．エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
				態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを点検する。
	6．エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7．エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8．エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。 （規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	9．ショック・アブソーバの油漏及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
Ｖ 動力伝達装置	1．クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。（無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検は不要。） (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で１速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間（又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間）が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	2．クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、１速又は後退（リバース）への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3．クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4．トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの合わせ目）やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの合わせ目）やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5．トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
			○	点検する。（オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。） (2) Ａ/Ｔ車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖気し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Ｐレンジ（車両等によっては、Ｎレンジ）に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異常な重たさやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。
	６．プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがなかをスパナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付けナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	７．ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを　目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	８．プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		○	リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	９．プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	１０．デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検す す。（オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。）
Ⅵ 電気装置	１．スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ（白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。）を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間（プラグ・ギャップ）が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	２．点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。
	３．ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか (3) キャップ内側各端子（セグメント）に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに焼損や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
	４．バッテリのターミナル部の緩みと腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
	5．電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。
Ⅶ 原動機	1．低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2．排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びＬＰＧ車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のＣＯ（一酸化炭素）及びＨＣ（炭化水素）の排出濃度をＣＯ・ＨＣテスタにより点検する。 (2) ジーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3．エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り出し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4．エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り出し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5．シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。（塑性域締め（角度締め）方式の場合には、この点検は不要。）
	6．エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7．燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8．ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプーリ間のベルト中央部を手（約１０ｋｇ）で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ（張力計）を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
	９．冷却水漏れ		○	(1)　アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テスタで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2)　ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
Ⅷ　ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	１．メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音（カチカチ音）が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを確認する。
	２．ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1)　ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2)　クランプの取付状態に異状がないか。
	３．燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。
	４．チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		○	(1)　チャコール・キャにスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2)　パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレータからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3)　チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	５．燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	６．触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1)　触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナどにより点検する。 (2)　触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。（遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。） (3)　排気温度警告装置の配線の取付に異状がないかを目視などにより点検する。
	７．二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	８．排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、ＥＧＲコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	９．減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻る事を確認することにより点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	１０．一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
Ⅸ付属装置等	１．警音器（ホーン）の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	２．窓拭器（ワイパー）及び洗浄液噴射装置（ウインド・ウォッシャ）の作用		○	次の点検を実施する。 (1)　ウインド・ウォッシャ液の量が適当か。 (2)　ウインド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3)　ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4)　ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	３．デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口（サイドを含む。）からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検する。
	４．施錠装置（ステアリング・ロック）の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	５．エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1)　エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 (2)　エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3)　ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4)　エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5)　エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6)　エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	６．マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
	７．エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	８．エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることにより点検する。
	９．プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	１０．非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	１１．車枠(フレーム)、車体(ボディー)の緩みと損傷	○	○	(1)　乗用車等は次の点検を実施する。 ア　リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ　ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2)　貨物車等は次の点検を実施する。 ア　リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ　チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷がないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。 ウ　物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
				エ　ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
	１２．連結装置のカプラの機能と損傷		○	(1)　平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2)　カプラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3)　カプラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カプラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 (4)　カプラ・サドル（ベース）の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。
	１３．連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		○	ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	１４．座席ベルト(シート・ベルト)の状態		○	シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
	１５．開扉発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	１６．シャシ各部の給油脂状態	○	○	(1)　シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。 (2)　給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3)　自動給脂式のものは、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。

施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査の手順は一般車両検査手順のほか次に述べる追加手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
Ｘ 施設、荷役、その他の車両	１．キャリッジ	○	○	次の点検を実施する (1) 背当て（バックレスト）の安全度を検査する。フォークの曲りを検査し、ロック・ピンが定位置に固着されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は、荷物を水平に取扱えるように同一でなければならない。 (2) ローラー及びシューの接着、摩耗、き裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマスト・アッセンブリの損傷又はアライメントが正しくないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。 (3) シリンダの漏れを点検する。
	２．操作レバー	○	○	次の点検を実施する。 (1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査する。 (2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、ブッシュ又はベアリングの状態、調整が正しいか及び確実に締まっているかを検査する。キーパー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されていることを確認する。
	３．チェーン	○	○	チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。
	４．ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻取られていることを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	５．シリンダ	○	○	次の点検を実施する。 (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付の確実及び漏えいを点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押えを締める。（ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り締めつけ過ぎてはいけない。）
	６．油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイアフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイアフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	７．一般漏えい	○	○	次の点検を実施する。 (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラー・ベアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確かめる。 (3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない。
	８．旋回機構	○	○	次の点検を実施する。 (1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は、使用可能程度を超えていないかを確かめる。 (2) 給油の適正を点検する。
	９．マスト本体、ブーム	○	○	全般的状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シーブの過度の摩耗あるいはケーブルを損傷するおそれのあるフランジの破損を点検する。ブッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテーナが確実であることを確認する。ブーム・ケーブルのよれこぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。ケーブルは切損するおそれがある前に交換する。すべての取付けを確実に締付ける。
	１０．安全クラッチ、減速機構	○	○	機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
	１１．ドラム	○	○	次の点検を実施する (1)　外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2)　ドラムのベアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態であることを確認する。
	１２．昇降機構	○	○	次の点検を実施する (1)　作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハウジングのシールとガスケットの漏れ及びき裂を点検する。ドラムのブッシュが作動に影響するほど摩耗していないか点検する。ケーブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを点検する。シーブねベアリングと取付けの状態を点検する。 (2)　シーブ（つな車）はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないかを点検する。
	１３．コンミュテータ及びブラシ	○	○	次の点検を実施する (1)　コンミュテータ及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータ機能を点検する。 (2)　コンミュテータ、ベアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3)　オイル及びグリースが過度にないことを点検しよごれがあれば清掃する。
	１４．コントローラ	○	○	スイッチ、ギヤ、配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実であることを点検する。すべての取付ボルトを確実に締めつけること。
	１５．パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する (1)　機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の個所について点検する。 (2)　プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスタ、コントロール・レバー
	１６．索導器(ＦＡＩＲＬＥＡＤ) （クレーン全般に適用）	○	○	ブッシュ、ピン、シーブ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は切損並びにフラット・スポットを点検する。
	１７．クレーン・アタッチメント	○	○	次の点検を実施する。 (1)　ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する。割れ、歪、損傷等の有無を点検する。 (2)　各シーブの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3)　軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。
	１８．キャタピラ	○	○	次の点検を実施する (1)　キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検する。センター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2)　リベットのゆるみはないかを調べ、過度の摩耗及び破損が有れば交換する。 (3)　連結チェーンのマスター・ピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲ったトラック・シールは交換する。
	１９．排土板及びスクレーパ	○	○	排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ピボット、ソケット及びホールの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付ボルトのゆるみ点検、スクレーパに変形及び破損はないか、過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
	２０．フィフス・ホイール	○	○	次の点検を実施する (1)　締付け、取付けが正常な状態にあり、ゆるみ、損傷等がなく作動が良好であるか点検する。 (2)　給油の状態を検査する。キング・ピン・ロックは正しく作動するか、キング・ピンに過度の摩耗はないかを点検する。
	２１．補助脚	○	○	次の点検を実施する (1)　補助脚を手動しその作動状態を点検する。 (2)　各締付部、取付部が正常であるか、破損がないか点検する。
	２２．キング・ピン	○	○	キング・ピンは正常な状態にあるか、摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か、カップラとの結合箇所は完全であるか点検する。
ＸＩ かく座機収容器材	１．操向装置	○ ○	○ ○ ○	次の点検を実施する (1)　油圧シリンダの取付部のがた、損傷、シリンダ、ホース、油漏れについて点検する。 (2)　フィードバック用ポテンション・メーターのリンクがたを点検する。 (3)　ポテンション・メーターの絶縁抵抗の測定（１０MΩ以上）
	２．操向アライメント	○	○	ホイール・アライメントの狂いがないか点検する。旋回軸受けケガキ線±１°以内とする。
	３．クレーン・エンジン(始動・異音・馬力・アイドリング・加速)	(1)○ (2)○ (3)○ (4)○ (7)○ (8)○ (9)○ (13)○	(1)○ (2)○ (3)○ (4)○ (5)○ (6)○ (7)○ (8)○ (9)○ (10)○ (11)○ (12)○ (13)○ (14)○	次の点検を実施する (1)　各取付け部及び締付けが正常な状態にあるか点検する。 (2)　エンジンを始動し、そのかかり具合、アクセル・レバーの作動が良好か点検する。 (3)　低速または、高速回転時に異音が聞こえないか、排気色は正常か点検する。 (4)　エンジン・オイルを点検し、その粘度が季節に適応しているか、あるいは給油後の運転時間が給油間隔基準を超過している場合は交換する。 (5)　技術指令書にしたがって、燃料ポンプの圧力試験を行う。燃料ポンプまたは、燃料濾過器、配管のスクリーン、沈殿物、フィルタ、エレメントの清掃または、交換を行う。 (6)　オイル・ポンプの作動状況を点検し、フィルタ配管のよごれを除去する。 (7)　技術指令書にしたがって、エア・クリーナの清掃、手入れをするとともに、必要に応じてエレメントを交換する。 (8)　ファンがゆるんでいないか、プーリー及びファンの取付け状態は良好か、ファン・ベルトの張りは適切か、摩耗または、損傷していないか点検する。 (9)　不凍液の比重を測定し、指定された比重にするとともに記録する。 (10)　各シリンダの圧力検査を行い、圧縮圧力不足の場合はその原因を探求する。 (11)　噴射ノズルを取外し、よごれ、損傷の有無を点検するとともに、必要な噴射圧、噴射状態、油密が良好か点検する。 (12)　噴射時期及びガバナーの機能を点検する。 (13)　燃料噴射ポンプ各部の取付け及び機能を点検する。 (14)　技術指令書で１年毎に実施を要求されている項目について点検及び交換を行う。
	４．クレーン電気系統	○	○	次の点検を実施する (1)　各ライト類は正常な状態で作動するか点検する。 (2)　操作室内の各計器及び配線等の状態が正常な状態で作動が良好であるか点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		ＦＩ	ＦＭ	
	５．補助脚	○	○	次の点検を実施する （注）１　補助脚の伸張は必ず走行高さで行う。 ２　補助脚は、補助脚コントロール・レバーだけでは操作できない。クレーン操縦室内のバルブ・レバーも操作する。 (1)　取付け部のボルトの緩みはないか、各配管及び継手からの油漏れはないか、点検する。 (2)　シリンダの作動はスムーズか、またはシリンダの傷はないか点検する。 (3)　先端部球面受けの作動は、良いか点検するとともに給脂を行う。
	６．通話装置	○	○	次の点検を実施する （注）　クレーン運転室接続時に通信数切替えスイッチ（３）が“２”である時、またクレーン運転室が接続されていない時に切替えスイッチ(３）が“３”である時には、前後運転室間の通信ができない。 (1)　電源が通じているか、通信数切替えスイッチは正しいか確認し、接続ケーブルを点検する。 (2)　ヘッド・セット用マイク、レシーバ、音量調整ボリューム、ジャック端子の状態を点検する。

別表第１

空幕発調達第１８４号（３６．　８．　１）

改正　空幕調達第１２７号（４０．　５．２７）

改正　空幕調達第２７５号（４０．１１．　８）

優良自動車部品一覧表

番号	品名	指定銘柄	備考
１	ファンベルト	三ツ星ゴム 横浜ゴム 東海ゴム ブリジストンタイヤ 板東調査ゴム 純正各社 高砂ゴム	
２	スパークプラグ	日本特殊陶業 日立製作所 日本電装 純正各社	
３	ランプ	小糸電気 生井工業 市川製作所 市金製作所 鈴木用品 山口部品 井上化学 大同用品 スタンレー電気 ライフ電球 東芝電気 純正各社	
４	ミラー	同上	
５	ライト	小糸電気 生井工業 市川製作所 市金製作所 鈴木用品 白光舎 大同用品 純正各社	
６	ワイパー	朝日製作所 田中計器 三ツ葉電気 マルエス製作所 生井工業 自動車電気 純正各社	
７	ホーン	今仙電気 丸八電気 三ツ葉電気 宮本警報器 日本電装 純正各社	
８	方向指示器	アポロ工業 新日邦 純正各社	
９	ボール　ローラベアリング（専用ベアリングを除く）	日本精工 東洋ベアリング 光洋精工 不二越鋼材 東京ベアリング 大阪ベアリング 純正各社	
１０	ガラス	旭ガラス 日本板ガラス 石塚特殊ガラス 藤原工業（株）　（株）藤原工業所 セントラル硝子 純正各社	
１１	ライニング（同リベットを含む）	東京石綿 曙ブレーキ工業 日清紡績 朝日石綿 三好石綿 久我石綿 日本アスベスト 日伸製作所 日本ブレーキライニング 純正各社	ふそう　日野　日産ディーゼルを除く
１２	フェーシング	東京石綿 曙ブレーキ工業 日清紡績 朝日石綿 三好石綿 久我石綿 日本アスベスト 日伸製作所 純正各社	同上
１３	エキゾーストパイプ	泰精板金工業所 宝栄工業 曙機械 神谷プレス 東京シャリング 純正各社	同上
１４	マフラー	泰精板金工業所 宝栄工業 大栄鉄工所 曙機械 神谷プレス 東京シャリング 市川金属工業 純正各社	同上
１５	コイル	日本電装 特殊変圧器 日立製作所 阪神変圧器 純正各社	トヨタ　いすゞ　ふそう 日野　日産ディーゼルを除く
１６	エレメント	東洋エレメント 東京濾器 土屋製作所 国産機器 日本濾過器 日本化工 ピーコックエレメント 山信工業 星高工業 純正各社	紙製の燃料オイルエヤー・フィルターのみ。ただし、いすゞV010-1240-001（陸自番号G2001-0112-006）ふそう　日野　日産ディーゼルを除く

割引率一覧表

1 指定部品

製造会社区分	割引率(%)		
	ノズル	ノズルアンドホルダーASSY及びその構成品(ノズルは除く。)	トランスミッション，トランスファー及びアクスル各ASSY
日産自動車(適用品番)	35.0 (16620〜37500)	20.0 (16610〜37503)	15.0
トヨタ自動車	35.0	20.0	15.0
三菱ふそうトラック・バス(大型)	35.0	20.0	12.0
三菱自動車(小型)	35.0	20.0	20.0
いすゞ自動車(適用品番)	35.0 (9〜15311001〜0)	20.0 (9〜15330088〜3)	15.0
日野自動車(適用品番)	35.0 (23650〜1080)	20.0 (23600〜1330)	
ダイハツ自動車	35.0	20.0	
三菱重工製建設機械車両部品			10.0
備考	1 ノズルとは、通称ノズル・チップをいう。 2 ノズルアンドホルダーASSYとは、ノズル等全構成部品をもって完成されたASSYをいう。		

2 指定部品以外

No.	区　分	割引率
1	日産自動車純正部品	18.0%
2	日産ディーゼル純正部品	10.0%
3	トヨタ自動車純正部品	20.0%
4	三菱ふそう(大型)純正部品	15.0%
5	三菱自動車(小型)純正部品	20.0%
6	いすゞ自動車純正部品	17.5%
7	日野自動車純正部品	15.0%
8	ホンダ純正部品	20.0%
9	ダイハツ純正部品	15.0%
10	小松部品	10.0%
11	キャタピラー三菱車両部品	10.0%
12	三菱フォークリフト車両部品	20.0%

入　札　書

平成25年4月24日

契約担当官
航空自衛隊第11飛行教育団
会計隊長　永 野 雅 樹　殿

申込者住所
会　社　名
代表者職位氏名　　　　　　　　　　　印

履行期間　25. 4.24 ～ 26. 3.31	引 渡 場 所	工 場 渡 し				
品 名(件名)	規　　格	単位	予定数量	単 価	金 額	備 考
定期点検(3ヶ月点検)及びその他の整備外	内訳書のとおり				／	
	以下余白					

入札金額 ￥ ／

備　考：貴通知・公告に対して、入札心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

内 訳 書

No.	品 名（件 名）	規格	単位	予定数量	単価	備考
1	定期点検(3ヶ月点検) 及びその他の整備	仕様書のとおり 業務車4号 静岡200さ708 ﾄﾖﾀCBF-TRH223B	点	8.4		
2	定期点検(12ヶ月点検) 及びその他の整備	仕様書のとおり 業務車4号 静岡200さ708. ﾄﾖﾀCBF-TRH223B	点	14.6		
3	定期点検(3ヶ月点検) 及びその他の整備	仕様書のとおり 小型人員輸送車 静岡200さ459日産KK-BVW41	点	10.8		
4	定期点検(12ヶ月点検) 及びその他の整備	仕様書のとおり 小型人員輸送車 静岡200さ459日産KK-BVW41	点	33.2		
5	定期点検(2年点検) 及びその他の整備	仕様書のとおり 業務車2号 静岡501に1853 日産DBA-SJC11	点	8.6		
6	定期点検(2年点検) 及びその他の整備	仕様書のとおり 業務車2号 静岡501そ9136 ﾄﾖﾀUA-ZZT240	点	10.4		
7	定期点検(3ヶ月点検) 及びその他の整備	仕様書のとおり 大型人員輸送車 静岡200は217 日産ﾃﾞｨｰｾﾞﾙKC-RA531RBN	点	13.8		
8	定期点検(12ヶ月点検) 及びその他の整備	仕様書のとおり 大型人員輸送車 静岡200は217 日産ﾃﾞｨｰｾﾞﾙKC-RA531RBN	点	43.9		
9	定期点検(6ヶ月点検) 及びその他の整備	仕様書のとおり 業務車2号 静岡88に6109 ﾄﾖﾀE-GS130改	点	1.8		
10	定期点検(12ヶ月点検) 及びその他の整備	仕様書のとおり 業務車2号 静岡88に6109 ﾄﾖﾀE-GS130改	点	8.2		
11	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ1/4t4×4小型業務車 45-3957 45-3958日産DBA-NT31	点	5.4		
12	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ1/4t4×4小型業務車 45-3957 45-3958日産DBA-NT31	点	13		
13	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 業務車1号 45-2445 45-2446 45-2447日産DBA-JY12	点	3.6		
14	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 業務車1号 45-2445 45-2446 45-2447日産DBA-JY12	点	18.9		
15	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 救急車 48-1718 ﾄﾖﾀCBF-TRH226S	点	2.8		
16	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 救急車 48-1718 ﾄﾖﾀCBF-TRH226S	点	14.5		
17	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ整備車 47-9220 ﾄﾖﾀKC-LH81VH	点	2.9		
18	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ整備車 47-9220 ﾄﾖﾀKC-LH81VH	点	6.6		
19	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 有線整備車 46-9842 ﾄﾖﾀBDG-XZU508V	点	3.3		
20	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 有線整備車 46-9842 ﾄﾖﾀBDG-XZU508V	点	18.7		

内　訳　書

No.	品名（件名）	規格	単位	予定数量	単価	備考
21	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 救急車 48-1696 ﾄﾖﾀCBF-TRH221S	点	2.8		
22	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 救急車 48-1696 ﾄﾖﾀCBF-TRH221S	点	16.5		
23	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 業務車1号 45-2268,45-2317 日産UA-W11,CBF-VW11	点	10.8		
24	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 業務車1号 45-2268,45-2317 日産UA-W11,CBF-VW11	点	15.4		
25	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 業務車1号 45-2221 日産UA-WTP12	点	5.4		
26	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 業務車1号 45-2221 日産UA-WTP12	点	12.4		
27	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 有線整備車 46-9831 日産KG-VRGY61	点	2.9		
28	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 有線整備車 46-9831 日産KG-VRGY61	点	18.1		
29	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ2t4×2ｶｰｺﾞ46-4078 日野BKG-XZU504M	点	3.3		
30	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ2t4×2ｶｰｺﾞ46-4078 日野BKG-XZU504M	点	22.7		
31	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 1/2tﾄﾗｯｸ 45-7564 三菱V16BBRSFA	点	2.9		
32	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり 1/2tﾄﾗｯｸ 45-7564 三菱V16BBRSFA	点	18.1		
33	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ2t4×2ｶｰｺﾞ46-3973 三菱ふそうU-FE301B	点	3.2		
34	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ2t4×2ｶｰｺﾞ46-3973 三菱ふそうU-FE301B	点	4.2		
35	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ21/2t4×2ｶｰｺﾞ 46-5153 日野 BKG-FD7JGYA	点	3.4		
36	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ21/2t4×2ｶｰｺﾞ 46-5153 日野 BKG-FD7JGYA	点	33.6		
37	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ21/2t4×4ｶｰｺﾞ 46-6414いすゞFTS34F4	点	4.5		
38	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ21/2t4×4ｶｰｺﾞ 46-6414いすゞFTS34F4	点	4.6		
39	定期検査(I検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ2t4×2ｶｰｺﾞ 46-3982ﾄﾖﾀU-BU60	点	3.2		
40	定期検査(M検査) 及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ2t4×2ｶｰｺﾞ 46-3982ﾄﾖﾀU-BU60	点	4.2		

内　訳　書

No.	品名(件名)	規格	単位	予定数量	単価	備考
41	定期検査(I検査)及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ4×4ﾀﾞﾝﾌﾟ中型 47-2352 日産ﾃﾞｨｰｾﾞﾙADG-CF4XL	点	4.7		
42	定期検査(M検査)及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ4×4ﾀﾞﾝﾌﾟ中型 47-2352 日産ﾃﾞｨｰｾﾞﾙADG-CF4XL	点	42.5		
43	定期検査(I検査)及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ21/2t4×4ｶｰｺﾞ 46-6440,46-6441,46-6442 いすゞPDG-FTS34S2	点	13.5		
44	定期検査(M検査)及びその他の整備	仕様書のとおり ﾄﾗｯｸ21/2t4×4ｶｰｺﾞ 46-6440,46-6441,46-6442 いすゞPDG-FTS34S2	点	112.1		
45	定期検査(I検査)及びその他の整備	仕様書のとおり 業務車1号 45-1042 ｽﾊﾞﾙ E-BF5	点	2.7		
46	定期検査(M検査)及びその他の整備	仕様書のとおり 業務車1号 45-1042 ｽﾊﾞﾙ E-BF5	点	6.2		

委　任　状

下記入札につき　　　　　　　　　　　　　　　　印　　を代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任致します。

記

品名（件名）　：定期点検（3ヶ月点検）及びその他の整備　外

履　行　期　間　：25.4.24～26.3.31

平成25年4月24日

契約担当官
航空自衛隊第１１飛行教育団
会計隊長　永　野　雅　樹　殿

申込者住所

会　社　名

代表者職位氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印